

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-30
処分の種類	漁業権行使停止中の漁業許可の制限、条件の付与			
根拠法令条例等・条項	漁業法第36条第4項で準用する第34条第4項			
処分の概要	漁業権者が漁業権行使停止中に認められた漁業に対する制限、条件の付与			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】漁業法 (漁業権の制限又は条件) 第三十四条 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、漁業権に制限又は条件を付けることができる。 4 都道府県知事は、免許後、海区漁業調整委員会が漁業調整その他公益上必要があると認めて申請したときは、漁業権に制限又は条件を付けることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			